

## 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所の出張所設置の届出について

平成 28 年 2 月 1 日作成

### (1) 出張所とは

事業所の指定は原則としてサービスの提供を行う事業所ごとに行いますが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行うもので、主たる事業所における一体的な管理が行われる等一定の要件を満たす場合に、主たる事業所を含めて指定されるものです。

### (2) 設置できる地域

特別地域加算算定対象地域(介護報酬制度における山口県の「中山間地域等」と同一)主たる事業所が対象地域等に存在する必要があるということではありません。

### (3) 届出に必要な書類

様式番号	様式名	留意事項
様式第 2 号	変更届出書	変更年月日は出張所を設置する日(原則月の初日)
付表 1-2	居宅介護等を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項	
付表 1-2 別紙	出張所の設置に係る誓約書	
別紙 13	従業員の体制及び勤務形態一覧表	事業所全体の一覧表で、どの従業員が出張所で勤務するか明示したもの
(任意様式)	主たる事業所と出張所が一体的に運用されることがわかる書類	事業所全体の組織図や連絡体制等を明示したもの
(任意様式)	運営規定	出張所に関する記載を盛り込んだもの
(任意様式)	出張所付近の案内図又は地図	
参考様式 1	出張所の平面図	
参考様式 2	設備・備品等一覧表	設置後の写真を添付すること
(任意様式)	土地・建物の登記事項証明書の写し (賃貸借の場合) 賃貸借契約書の写し	

### (4) 提出期限

設置しようとする月の前月の15日

### (5) 提出部数

3 部(正本 1 部、副本 2 部)

※副本のうち 1 部は事業者保管用として保管してください。

### (6) 提出先

所管の健康福祉センター

### (7) 留意事項

出張所の名称については、主たる事業所の出張所であることを明確にしてください。

(例) ○○訪問介護ステーション△△主張所